

プロポーザル方式説明書

業務名	佐賀県ニセ電話詐欺及び SNS 型投資・ロマンス詐欺被害防止広報啓発事業業務		
履行期間	契約締結日～ 令和 8 年 3 月 31 日（火）	履行場所	佐賀県県民環境部 くらしの安全安心課 が指定する場所
契約上限額	5,002 千円	説明会	令和 7 年 3 月 7 日（金） 13 時 30 分～
仕様書等に対する 質問書提出期限	令和 7 年 3 月 12 日（水） 17 時まで	参加資格確認 申請書提出期限	令和 7 年 3 月 21 日（金） 17 時まで
提案書提出期限	令和 7 年 4 月 7 日（月） 17 時まで	プレゼンテーション（審査会）	令和 7 年 4 月 16 日（水）
最優秀提案者の決定	令和 7 年 4 月 23 日（水）		

1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ア 参加資格確認申請書（様式第 2-1 号又は 2-2 号） 1 部
- イ 共同事業体協定書（様式第 2-3 号） 1 部 ※共同企業体の場合のみ
- ウ 誓約書（様式第 3 号） 1 部
- エ 会社概要（パンフレットで可） 1 部
- オ 実績書（様式第 4 号） 1 部

注）実績書には、概ね直近 5 年間の類似の業務受託実績のうち、代表的なものを記載することし、業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書、業務完了認定通知の写し等）を添付すること。なお、仕様書で示す業務内容のうち、一部の業務（広報啓発のみ、プロデュースのみ等）の履行実績であっても記載可能とする。

(2) 申請書等の提出は、持参、電子メール又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、質問書（様式第 1 号）に記入のうえ、電子メール又はファックスにより提出すること。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

- ア 表紙（様式第 5 号）・・・正本 1 部 副本 6 部
- イ 提案書（任意様式）・・・7 部
- ウ 見積書（任意様式）・・・正本 1 部 副本 6 部

(2) 作成にあたっての注意事項

- ア A 4 版とする。
- イ 見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税を含む金額）とし、積算内訳を明記すること。

- (3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。
 - (4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
 - (5) 提出は持参又は郵送による。また、合わせてPDFデータを電子メールで提出すること。
- 注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

4 プレゼンテーション（審査会）について

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するものとし、モニターを用いることができる。
- (2) 参加者側の出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は、1者あたり30分程度（説明20分、質疑応答10分程度）を予定している。（参加者数により変更となる場合がある。）

5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、審査委員で協議のうえ、審査会長が最優秀提案者を決定する。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本プロポーザルの質問は、10の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 添付書類

- (1) 公示の写し
- (2) 参加資格確認申請書の様式（様式第2-1号又は2-2号）
- (3) 共同事業体協定書の様式（様式第2-3号） ※共同企業体の場合のみ提出
- (4) 誓約書の様式（様式第3号）
- (5) 実績書の様式（様式第4号）

- (6) 提案書表紙の様式（様式第 5 号）
- (7) 仕様書
- (8) 仕様書等に対する質問書の様式（様式第 1 号）

10 問い合わせ

担当	佐賀県県民環境部くらしの安全安心課 地域安全担当
住所	〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59（佐賀県庁旧館 1 階）
電話番号	0952-25-7060
F A X 番号	0952-25-7327
電子メールアドレス	kurashianzen@pref.saga.lg.jp